

奈良県立医科大学 生成系 AI 利用ガイドライン

制 定 令和 6 年 12 月 5 日

生成系 AI (Generative AI) は、近年、急速に発展しており、教育・研究活動においても利活用が期待されています。教職員・学生が生成系 AI を適切に利活用するため、以下に生成系 AI の適切な利活用に関するガイドラインを示します。

1. 生成系 AI の出力は、常に正確な情報を含むとは限りません。懐疑的な視点を持ち、出力結果を鵜呑みにせず、他の信頼できる情報源と照らし合わせて真偽を必ず確認しましょう。
2. 生成系 AI を利活用して得た情報は適切に引用し、利活用前に必ず著作権を確認してください。他人の著作物を複製する形で生成物を生成する行為やインターネットを介して公衆にその生成物を送信する行為などは、著作権法上（例外を除く）、著作権の侵害になるため、絶対にしないでください。
3. 生成系 AI を利活用する際は、個人情報や機密情報の漏洩リスクを考慮し、オプトアウト設定の活用や利活用規約の確認を徹底してください。特に個人情報や成績、研究データなどを扱う際には厳重な管理が必要です。未発表の研究成果や個人情報等は不必要に入力しないでください。
4. 生成系 AI を利活用する際には、AI が機械学習することを考慮し、偏見や差別的な言語を避けるように注意してください。公平で尊重される環境を保つため、差別や偏見を助長する情報を生成・共有しないでください。
5. 学術的な議論や研究活動において、生成系 AI から得た情報をそのまま自身の成果物とするのは、学術的不正行為となる可能性があります。また、生成系 AI の出力結果をそのままレポートや論文に利活用することも、不正行為となる可能性があります。学生は生成系 AI を利活用する場合は、授業科目によって異なりますので、担当教員の指導に従ってください。
6. 生成系 AI の結果を公開する際は、その生成物が AI によって作成されたものであることを明示し、利活用したツールや方法を明らかにする必要があります。
7. その他不適切な目的や違法行為に生成系 AI を利活用しないでください。

生成系 AI は、教育・研究活動の質向上と学生の学びの促進に大きく貢献する可能性を秘めています。しかし、その一方で、様々な課題も存在することを認識し、適切に利活用することが重要です。本ガイドラインも、技術の進展や社会的な動向を踏まえ、随時見直しを行っていきます。本ガイドラインを参考に、生成系 AI を効果的に活用し、主体的な学びと学術倫理の遵守を心がけ、より良い教育・研究活動に繋げていきましょう。

《用語解説》

- ・生成系 AI (Generative AI) : さまざまなコンテンツを生成できる AI のこと。従来の AI が決められた行為の自動化が目的であるのに対し、生成系 AI はデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としている。
- ・オプトアウト : あらかじめ利活用する内容の詳細を Web サイト等で公開し、利活用される可能性のある人物が拒否できる機会を設けること